

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 四 十 五 卷

昭和二十年九月一日發行

論 叢

ケインズの利子理論

文學博士 高田保馬

昭和十二年度豫算を論ず

經濟學博士 汐見三郎

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

經濟學博士 八木芳之助

時 論

北支事件特別稅

法學博士 神戸正雄

研 究

再保險學說の發展

經濟學士 佐波宣平

所謂倫理的經濟學に於ける人間學

經濟學士 出口勇藏

支拂準備金の構成

經濟學士 上野淳一

說 苑

日本金爲替本位制の擴大強化

經濟學士 松岡孝兒

國防經濟と財政政策

經濟學士 柏井象雄

ロバシイ・不完全競争の下に於ける關稅

經濟學士 岡倉伯士

物價指數の意味に關する一考察

經濟學士 内海庫一郎

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

八木芳之助

産業組合は本來單に農村住民たる農業者に對する機關として組織されたものではなく、また都市の中・小商工業者や勞働者に對する機關としても組織されたものである。併しながら此の産業組合は他の諸産業と結びついてゐるよりも、農業と結びついてゐる方がより密接なる關係にあり、實際には我國の産業組合は殆ど専ら農村に發達し、農業組合乃至農村組合たるの實質を備へてゐる。これ我國の農村に於ては此の種産業組合の存立を必要とすること切實なると共に、また農村に於ては産業組合が最もよく發達し得べき基礎地盤が存するからである。かく我國の産業組合が多分に農業的なる性質を帯びる關係上、國家政策より見るも、從來産業組合に對しては、主として農業政策的立場から指導と奨勵とが加へられて來た。

この我國の農業政策は、昭和四・五年の農業恐慌を契機として、從來の増産政策から價格政策へと轉換せざるを得ざるに至つた。蓋し農業恐慌は農産物價格の暴落によつて農家收入の激減を來すに拘らず、之に應じて農家の負擔する租税、小作料、負債の利拂等に對する支出の減少を圖る諸政策を確立することが困難なるため、先づ以て農産物價格の若干の引き上げによつて、農家經濟の破綻を緩和することが不可避的となつたからである。こ

1) 拙著、農村産業組合の研究、三五頁以下參照。

の農業政策の轉換に伴ひ、價格政策の擔當者としての産業組合の地位が急激に引き上げられることゝなつた。何故なれば、農産物價格の維持は生産統制によらざる限り、農産物の販賣統制によらざるを得ず、然かも之が實現は國家的統制によるか若くば農民の自主的統制によるかの外なく、また假令國家的統制による場合に於ても農村の自治に俟つところ多きは、かの米穀自治管理法に照しても瞭らかだからである。従つて農産物販賣の組織化のためにも、また販賣統制上の金融のためにも、産業組合の役割が愈々重視されることゝなつた。加之、恐慌を契機として農業以外の諸産業、殊に獨占的工業に於ては資本統制が愈々強化され、その結果として、農家の購入する農業用品及び生活必需品價格と農家の賣却する農産物價格との間に所謂缺狀價格差を擴大する傾向にあつたから、價格政策の擔當者たる産業組合は、全農民を糾合することによつて、一方に於ては農産物販賣上に於ける統制力を獲得し、之によつて公正なる農産物價格の構成を圖り、他方に於ては全農民の購買力を統一し獨占資本を牽引することによつて、農家の購入する農業用品及び生活必需品の公正なる價格の實現を圖り、以て農家々計の收支均衡を圖ることが極めて必要となつた。かくて農業恐慌を契機として日本農業政策の産業組合中心主義、産業組合助成主義が生れることゝなつた。

即ち農村疲弊の根本的素因を芟除し、農村を眞の繁榮に導くべき基礎地盤を確保することを目標として、昭和七年秋より政府によつて實施されたる農村經濟更生計畫に於ても、産業組合を以て農村民の唯一にして、且つ最終の利益擁護機關として、之に農村經濟更生運動擔當の重大使命を課することゝなつた。農林省が確立したる經濟更生計畫に關する産業組合指導方針の内容に就いて見るも、(一)經濟更生計畫中、販賣、購買、金融、利用等の

經濟行爲に關する事項及其の實行に付ては産業組合を中心として考慮すること、(二)町村經濟更生委員會の委員には成るべく産業組合に理解ある者を多く選定すること、(三)町村に於ける産業經濟の各部門に互り産業組合の目的たる事項は總て産業組合に統一して行はしむる様經濟更生計畫を樹立すること、(四)産業組合擴充に關する計畫を樹立すること、(五)經濟更生計畫樹立實行に伴ひ産業組合の責務の重大なる所以を自覺徹底せしむること等の根本方針を決定した。更に此の目的達成のため採るべき産業組合活動の根本方針として、(一)産業組合の機關及内部組織の改善刷新、(二)産業組合の監査の徹底、(三)産業組合の設立普及、(四)産業組合の組合員の加入獎勵、(五)産業組合信用限度の擴充、(六)産業組合作業の促進、(七)産業組合精神の普及徹底、(八)産業組合と他の團體との連絡協調等を決定し、此の方針に従ひ産業組合としては其の組織の内部的改善を遂行すべきことを高唱し、また他方此の方針に應じて産業組合法の改正をも見るこゝとなつたのである。かくて産業組合は農産物價格政策及び農村經濟更生運動の擔當者、即ち日本農業政策の擔當者として、從來に見ざる重大使命を擔ふこゝとなつた。

斯くの如き事態を背景として、産業組合自體も日本農業政策の擔當者としての重大使命を認識し、此の使命遂行のため、組合の量的竝に質的擴充を圖るため、昭和七年秋所謂産業組合擴充五ヶ年計畫を樹立し、昭和八年一月一日からその實行に入つた。而して擴充五ヶ年計畫の目標とするところは、(一)未だ産業組合の設置なき農村全部に四種事業を經營する産業組合を設置すること、(二)農村産業組合の組合員を増加し、区域内農業者全部を組合員となすこと、(三)農村産業組合は四種事業を積極的に經營し、全組合員をして普遍的に事業を利用せしむること、(四)農村産業組合の有限責任組織を保證責任組織となすこと、(五)農村産業組合は凡て系統機關の統制下に活動する

2) 農林省、農山漁村經濟更生計畫樹立方針(昭和七年十二月)五五頁以下參照。

こと、(六)農村に對し産業組合教育の普及徹底を期すること、(七)農村産業組合の監査を勵行し其の整理を期することとの七項目である。即ち産業組合組織の量的並に質的擴充によつて、農村經濟統制の基礎を建設せんとするにあつた。

この産業組合擴充五ヶ年計畫は昭和十一年を以て其の第四年度を終り、目下第五年度中途にあるから、五ヶ年計畫の實績に就いて全般的に之を考察するを得ないが、この實績を推定するため、昭和七年以降に於ける組合の發展狀況を左に示すこととする。³⁾

| 産業組合總數 | 組合員總數 | | 組合員たる農業者總數(A) | | 農家總戶數(B) | | 農業者の組合組織率(A/B) | | 四種事業兼營組合數 | | 産業組合總數中、四種事業兼營組合の占むる割合 | | 別數 |
|--------|--------|--------|---------------|-------|----------|-------|----------------|-----|-----------|--------|------------------------|-------|----|
| | 總數 | 總數 | 總數 | 總數 | 總數 | 總數 | % | % | 總數 | % | 總數 | % | |
| 昭七年末 | 14,353 | 49,761 | 33,531 | 5,642 | 6,244 | 4,977 | 79.7% | 4 | 3.3% | 13,966 | 96.7% | 394 | |
| 八年末 | 14,632 | 52,381 | 36,931 | 5,621 | 6,707 | 6,061 | 89.1% | 4 | 4.4% | 13,633 | 92.6% | 510 | |
| 九年末 | 14,815 | 55,589 | 38,740 | 5,617 | 7,000 | 7,106 | 124.9% | 4 | 4.6% | 13,733 | 92.0% | 781 | |
| 十年末 | 15,018 | 57,751 | 40,600 | 5,610 | 7,407 | 8,430 | 150.3% | 4 | 4.9% | 14,499 | 93.2% | 955 | |
| 十一年末 | 15,400 | 58,991 | 43,348 | 5,610 | 7,407 | 9,831 | 138.1% | 4 | 4.5% | 15,061 | 91.6% | 1,164 | |
| | (+) | (+) | (+) | (-) | (+) | (+) | (+) | (+) | (+) | (-) | (-) | (+) | |
| | 1,018 | 86,891 | 57,348 | 3,190 | 10.0% | 5,334 | 99.4% | 5 | 3.2% | 9,966 | 99.4% | 1,170 | |

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

第四十五卷

三三七

第三號

三九

3) 次表は農林省經濟更生部、昭和十年度第三十三次産業組合要覽(昭和十二年三月)より作成す。

| 業 事 合 組 | 貯 金 合 計 | | 利 購 販 貯 | | 用 買 賣 金 | | 料 價 額 額 | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 | 千 円 |
| 業 利 | 一、〇三、六四 | 一、二九、三三 | 一、二六、〇三 | 一、三六、三九 | 一、三六、三九 | 一、三六、三九 | 一、三六、三九 | 一、三六、三九 |
| 事 購 | 一〇二、八元 | 二六、三九 | 三三、三〇 | 三七、七四 | 三七、七四 | 三七、七四 | 三七、七四 | 三七、七四 |
| 合 販 | 二九、二二 | 一五、九三 | 一九、二六 | 二四、二六 | 二四、二六 | 二四、二六 | 二四、二六 | 二四、二六 |
| 組 貯 | 五、七三 | 六、八七 | 八、五四 | 九、四五 | 九、四五 | 九、四五 | 九、四五 | 九、四五 |
| | | | | | (+) | (+) | (+) | (+) |
| | | | | | 三、七四 | 一〇、八五 | 一七、九五 | 三、七四 |

即ち産業組合数は昭和七年末の一萬四千三百五十二から昭和十一年末の一萬五千四百六十八と、一千百〇八の増加を示し、四種事業兼營組合数は同一期間に四千四百九十七から九千八百三十一へと、五千三百三十四の増加を來してゐる。また昭和七年九月の産業組合法の改正により、既存有限責任組織組合は改正後五ヶ年間に保證責任組織か若くば無限責任組織に改むべきこととなつた結果として、保證責任組織組合が著しく増加してゐる。かかる組合の擴充に伴ひ、農業者の組合組織率(加入率)は昭和七年末の六二・四%から昭和十年末には七二・四%へと増大し、同時に産業組合事業たる信用、販賣、購買及び利用の諸事業も夫々進展を示してゐるが、就中、販賣及び購買事業の發展が最も著しい。

けれども産業組合組織の實狀を仔細に點檢するに、昭和八年以降に新設され、従つて今後に於て其の内容の整備充實を要する組合数が相當多數に上る上に、尙ほ所謂不振組合と呼ばれるもの一千有餘、弱體組合と見るべきもの一千有餘を數へ、全國的組合網の弱點を形成してゐる。加之、組合員に就いて見るも、農業者の組合組織率(加入率)は、最近頃に増大せるも、同一人の重複計算され居るものが相當の數に上るから、農業者の一般農村産業組合への加入率は實際には遙に低位にあり、且つこの農業者の組合加入率は府縣別に甚だしい跛行状態を示し

てゐる⁴⁾。更に一般農村産業組合に於ける理想的經營形態たる四種事業兼營組合に就いて見るも、最近其の數は著しく増加したるも、實際に四種事業の總てを實行してゐる組合は僅に其の半數にして、信用、販賣、購買の三種事業以上を實行してゐる組合數を擧ぐるも、之が全農村産業組合數に對する比率は六〇%に當るに過ぎず、然かも府縣別に著しき跛行狀態を呈してゐる。また都市産業組合の發展は依然として遅々たる狀態にある有様である。

されば斯かる産業組合組織の弱點と組合發展の跛行狀態とを矯正し、眞に組合組織の質的竝に量的擴充に徹底する必要が痛感され、茲に産業組合中央會によつて第二次産業組合擴充三ヶ年計畫が樹立されることとなつた。先般四月下旬名古屋市に於て開催されたる第三十二回全國産業組合大會は、第二次産業組合擴充計畫に關し決議して曰く、「産業組合擴充五ヶ年計畫は昭和八年より之を實施し社會の注目裡に六百萬組合員の協力に依り産業組合の異常なる擴充進展を遂げ國民生活に對し多大なる貢獻を齎しつゝ、此處に最終年度を迎へたり、而して晩近内外の情勢頗る多事にして前途遽に樂觀を許さざるものあるを以て此際大に國民生活の安定を圖り國本を培養し國家の興隆を企圖すること最も緊要なりと信ず之が爲産業組合の責務益々重大を加ふるに至るべきを以て茲に擴充五ヶ年計畫の成績を基礎として産業組合の國民經濟上に占むる地位を更に向上せしめ其の本來の使命遂行を全からしむるの目的を以て左記要綱により第二次擴充計畫を樹立せんとす」と。

この第二次産業組合擴充三ヶ年計畫は、昭和十三年一月以降三ヶ年間に於て之を實施せんとするものであつてその目標とするところは、(1)組合の整備擴大と全系統組織の綜合的運營、(2)事業の擴充と其の大衆化、(3)都市産

4) 農家戸數に對する産業組合員數の割合が90%以上に達する府縣を掲ぐれば、秋田(105.7)、長野(98.1)、福岡(97.0)、鳥取(96.0)、富山(95.7)、島根(94.6)、鹿兒島(92.7)、滋賀(91.4)の諸縣にして、250%以下の府縣を掲ぐれば、沖繩(24.3)、神奈川(37.5)、大分(40.6)、東京(46.5)、山梨(48.0)、熊本(48.6)、北海道(48.7)、茨城(48.8)、大阪(49.6)の各道府縣である。この點に就いては第三十三次産業組合要覽、一五頁参照。

業組合の發展、(4)産業組合、教育の徹底、(5)各種團體との連絡強化である。⁵⁾

以下我國産業組合發達の現状並に現下我國の政治經濟の客觀的情勢に照しつゝ、この第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の諸目標に就いて、少しく検討しようと思ふ。

二

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の遂行に際し、組合諸事業の擴充進展を圖るべきことは云ふまでもないが、この事業進展の數字的目標に關しては、全國的統制を要するものに限つて之を掲げ、然かも最終年度の目標のみを掲げることとし、之が道府縣への割當は各事項品目に付て定められたる全國的統制目標%を其儘一律に最低基準となし、以て全國的統制を要する事項に付て極力全國平衡化の促進を圖らんとするものである。

今こゝに擴充三ヶ年計畫に於ける全國的統制の數字的目標を掲ぐると共に、産業組合が從來此等の諸目標の遂行によつて既に達成したる實績をも掲げ、今後の目標達成に關する難易を測定する一助となすであらう。⁶⁾

| 事業項目 | 目 標 | 達 成 率 (昭和十年度) |
|------------|---|---|
| (1)貯金の吸收目標 | 増加額……郵便貯金及貯蓄銀行貯金の合計額の二〇% 但し六大都市所在府縣は五%以上とす | 信用組合の昭和十年度末貯金現在高は十三億七千八百三十二萬圓である。 昭和十一年末現在の郵便貯金高は三十三億五千二百五十二萬圓、貯蓄銀行預金合計は十八億四千二百九十二萬圓にして兩者の合計額の二〇%は十億三千九百〇九萬圓となる。 |

5) 第二次産業組合擴充三ヶ年計畫綱要(産業組合、昭和十二年八月號)及び第三十二回全國産業組合大會號(産業組合、昭和十二年七月號)参照。
 6) 擴充三ヶ年計畫の數字的目標は産業組合(昭和十二年八月號)による。組合事業の達成率は第三十三次産業組合要覽、昭和十二年用産業組合年鑑、第十二次農林省統計表より算出す。但しこの算出に際しては米及び小麥の商品化率は之を夫々56.2%、67.7%とした。また産業組合要覽には販賣組合取扱

| | | |
|------------------------------|--|---|
| (2)販賣統制目標 | 米……………全國販賣數量の 四〇% 小麥……………全國販賣數量の 六〇% 繭絲……………全國產繭額の 四〇% (但し生絲、乾繭は之を生繭に換算するものとす) 木炭……………全國生産數量の 一五% 雞卵……………全國生産數量の 二〇% 蜜柑……………蜜柑の統制率に付ては目下調査中である | 二二・六% 三一・四 一二・三 九・六 一〇・〇 (但し昭和九年度) |
| (3)購買統制目標 | 肥料……………全國金肥消費額の 六〇% 飼料……………全國飼料消費額の 三五% 經濟用品……………各道府縣をして一齊に左記基準を最低限度として積極的に配給計畫を樹立し、飯米其他食料品の配給に付ても十分なる考慮を拂ひ其の遂行を期せしむること 一組員當……………三十五圓 | 昭和十年度の飼料取扱高は一千二百七十萬圓に上る 三七・六% 二五・七五圓 |
| (備考) 各事項品目の基礎數字は昭和十一年度末現在に據る | | |

從來の産業組合諸事業の達成率より考へ、昭和十三年一月以降の三ヶ年間に豫定の統制目標に達するためには組合員及び組合役員の充分なる努力を必要とするであらう。而して此の目標に達するためには、全國的産業組合聯合機關は先づ全國的計畫を基礎として、品目別の統制目標を定めて其の遂行に當り、また各道府縣の地方的産業組合聯合會は、全國的聯合機關の計畫及び道府縣への割當を基礎として、年次計畫を樹立し、其の遂行に當る

の木の炭のみの數量及價額が記載なきを以て、木炭の代りに林産物及其の加工品の價額をとつた。従つて木炭の組合統制率は實際よりも幾分過大となつて現れてゐる。

ものとする。

更に全國的統制目標品以外のものに對しては、地方の事情に即して積極的に販賣統制計畫及び配給計畫を樹立し其の遂行に當るものとしてゐる。

かくの如く組合諸事業の進展を圖るに際しては、全國的立場より統制目標を掲げ、之を基準として各道府縣への割當てを定め、以て組合事業に關する地方的跛行的狀態を解消するよう工夫することが必要であるが、同時に産業組合は其の系統的組織網を充分に活用し、先づ單位組合によつて農民の農業經營と實生活とに即したる報告を地方的聯合會を通じて全國的聯合機關に蒐集し、それに基いて日本全體の農業經營と農民生活の實狀とを鳥瞰して、一方に於て農産物販賣統制に關しては地方間の農業生産及び農産物出荷上の無益なる競争を避くるよう、統制的指令を地方的聯合會を通じて、各單位組合に與へることが必要であると同時に、他方に於て産業用品及び經濟用品の配給計畫の樹立、並に貯金吸收計畫の樹立に際しては、各村々の實需と經濟力とに即して適切に之を行はなければならぬ。組合事業の進展に關しては各道府縣間に存する跛行的狀態を解消することを目標とすべきも、各道府縣間には氣候、地質、天然資源、農業經營方式、農民の經濟力等に關して夫々差異があるから、四種事業の進展上に於ても各道府縣に對し平等一律なる數量的發展を望むことは不可能である。然る場合に於ては、特に貯金の吸收率や産業及び經濟用品の配給率等に關しては、何を基準として、各道府縣間の組合諸事業の進展に關する跛行狀態の有無を判定し得るであらうか。私は各道府縣、否各村々の自然的並に經濟的諸事情より夫々の經濟的實力指數を測定し、各村々の經濟的實力指數に應じて各村々の組合事業の進展率を平等ならしめるとの意

味に於て、組合事業進展に關する地方的跛行状態を解消するとの主張が始めて合理化されるものと思ふ。かゝる意味に於ける地方的跛行状態を解消するためにも、組合の統制計畫は各村々の單位組合を構成する組合員の實生活に即して之を樹立しなければならぬ。

三

かくの如き産業組合事業の進展を圖るため、第二次産業組合擴充三ヶ年計畫に於ては先づ第一に産業組合組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營とを目標とする。

この組合組織の整備擴大は組合組織の質的並に量的擴充を意味するものに外ならない。即ち此の組合組織の整備擴大は、(1)組合員の實質的增加、(2)四種事業の積極的實行、(3)不振組合の整理刷新、(4)新設組合の全面的活動促進、(5)農事實行組合を基礎とする組織的活動の徹底等によつて、之を期せんとするものである。

組合組織の整備擴大上、(1)組合員の實質的增加を圖ることの必要なることは云ふまでもない。即ち「産業組合未加入農家の解消」によつて、始めて産業組合による全面的なる農村經濟統制の可能性が生れるのである。(2)而して産業組合による全面的なる農村經濟統制の可能性を現實化するものは、各單位組合による四種事業の積極的實行である。即ち産業組合が信用、販賣、購買、利用の諸事業に積極的に進出することにより、疊に組合は其の機能を全面的に發揮するに止らず、また組合と組合員の生産及び消費の兩面とを直接的に結合し、組合による農村經濟の統制を有效適切に行ひ得ることとなる。(3)尙ほ注意すべきは現存の産業組合のうちには、實際には事業活動を行つてゐない所謂「睡眠組合」の少くないことである。産業組合中央會の「産業組合擴充五ヶ年計畫第

二年度實績報告」によるも、昭和九年末に於て信用組合(兼營包含)の七・五%、販賣組合(兼營包含)の二八・八%、購買組合(兼營包含)の一六・四%、利用組合(兼營包含)の四四・七%は睡眠組合である。此等の睡眠組合は其の後の組合運動の質的擴充によつて其の數を著しく減少したるものと考へられるが、尙ほ不振組合と呼べるべき弱體組合が少くないであらう。此等の不振組合に對しては、産業組合中央會や其の支會の援助により不振組合更生計畫の樹立と實行とをなさしめると共に、上級信用機關に於ても組合更生の特別資金を供給し、また販賣及び購買事業の上級機關も不振組合の更生に協力することが必要である。(4)既述の如く昭和四・五年の農業恐慌對策として農村經濟更生運動が全國的に起され、産業組合が更生運動の擔當者として重大なる任務を擔ふこととなり、また産業組合自體に於ても擴充五ヶ年計畫を樹立して組合の擴充に努めた。かく農業恐慌對策として、組合の急速なる量的擴充に主力を注ぎたる結果として、往々にして質的擴充がそれに伴はなかつた場合なしとはしない。殊に昨年秋より實施されたる米穀自治管理法により、産業組合にも自治管理組合の代行機關たる資格が認められたが産業組合側に於ては此の代行資格を獲得するため、急速に組合を設立したり、又は急速に組合員の獲得擴大に努めたる地方も少くはない。即ち米穀自治管理法が産業組合の量的擴充に貢獻したることは明白であるが、今後は此等の新設組合や急速に量的擴充を遂げた組合に對し、その質的擴充を圖り、その全面的活動を促進することが必要である。(5)また我國の農村に於ては農業經營の各部門に對して協同の機能を發揮し、産業組合の機能を補つてゐるものに、農家小組合と呼ばれる申合組合がある。此等の農家小組合は農事、養蠶の改良といふが如き技術的方面のみならず、産業及び經濟用品の共同購入、共同出荷等の經濟行爲をも行ふものにして、昭和六年末の調査

によれば、其の数は十七萬四千五百六にして其の組合員數は實に五百三十四萬七千四百三人に上る。斯かる小組合は部落單位で團結力も強く、從つて之を統制して其の事業を處理して行く世話役を見出すことも比較的容易であり、また其の經營上に於ても官廳の監督、取締を取ることなき簡易なる組織であることが、よく農民の性情に適するが、他面に於て斯かる小組合中には社會的にも經濟的にも無力なるものが多く、且つ系統機關を持たぬ關係上、共同販賣や共同購買事業は充分に有利に之を行ふことを得ない。然るに昭和七年の産業組合法の改正によつて、此等の小組合は農事實行組合といふ名稱を用ゐる法人となることによつて産業組合に團體加入をなし得るに至つた。養蠶實行組合に就いてもまた同様である。昭和十年末には産業組合に加入せる農事實行組合數は一、三、七三、養蠶實行組合數は四、九四〇に上つてゐる。されば今後は此等實行組合の産業組合への加入を一層促進し、部落組織を基礎とする組合の組織的活動を促進すると共に、部落組織を通じ産業組合の農業生産部面に對する接觸を一層密接ならしむべきである。

かくの如くにして産業組合組織の整備擴大を圖ると共に、全系統組織の綜合的運營を圖ることが必要である。我國の産業組合組織では各村々の單位組合は四種事業の兼營を行ふも、上級機關たる地方聯合會に在りては府縣により一聯合會に於て信用、販賣及び購買事業の三者を兼營するものと、信用組合聯合會と販賣購買組合聯合會とが分立するものがある。更に中央の全國的聯合會に至りては、信用、販賣及び購買事業は、いづれも夫々別個の分立したる機關によつて行はれてゐる。從つて各種事業別の縦の聯絡、例へば購買事業に就いて謂へば、全國購買組合聯合會↓府縣購買組合聯合會↓各農村の産業組合なる三段制の縦の聯絡により、且つ三者間に於ける

專屬取引の勵行によつて、比較的圓滑なる事業上の聯絡が保たれ得る。併し組合組織の横の聯絡に關しては、各村々の四種事業兼營組合を除き、充分に圓滑なる關係が保たれない場合が無いではない。従つて組合は全系統組織の綜合的運營上に於て缺くる所なしとしない。信用組合聯合會と販賣購買組合聯合會と分立せる府縣に於ける兩者間の組織及び事業上の聯絡、全國的聯合機關たる中央金庫、全販聯、全購聯、其の他全國的聯合機關、相互間の組織及び事業上の聯絡等が問題となる。例へば縣販聯が農産物の販賣統制や農村工業化に乗出さんとして、販賣資金や設備資金の供給を縣信聯に申出づる場合、縣信聯が餘裕金を有するに拘らず、徒に縣販聯の事業を危険視して、之に對し積極的援助を與へざるが如き、また縣購聯が縣内農村の貧農層に端境期に於ける飯米を公正なる價格を以て配給せんと企圖するに拘らず、縣販聯が之に對し積極的援助を與へざるが如き場合ありとすれば之を以て組合事業の横の聯絡が圓滑に行はれてゐるものと云ふを得ない。また全國的聯合機關に就いても同様である。

この産業組合全系統組織の綜合的運營の問題に關しては、更に地方的聯合會並に中央の全國的聯合會に於ける事業分立主義は之を徹廢し、各村々の單位組合に於けるが如く、事業兼營化主義を以て臨むの可否に就いても今後充分に研究すべきであるが、現在の組織を其の儘と前提する限り、組合事業間の聯絡を圓滑ならしむるため、少くとも中央に於ける既設の産業組合中央機關聯絡委員會は之を一層強化すると共に、縣信聯と縣販購聯との分立せる各府縣に於ても、また同様なる委員會を設置して、各種事業間の聯絡に當るべきであらう。而して組合全系統組織の綜合的運營の窮極の目標は、組合員たる農家の農業經營の綜合的繁榮と其の生活の充實安定とに之を

置くべきことは云ふまでもない。

四

次に第二次産業組合擴充三ヶ年計畫に於ては、事業の擴充と其の大衆化を第二の目標としてゐる。思ふに産業組合が農業者全般の生活實充安定に奉仕すべきものたる限り、全農業者を之に糾合しなければならぬ。然るに現在の農村産業組合の組合員としては自作農や自作兼小作農の中農層の参加が割合に多きも、尙ほ過小農たる貧農層の参加が少ない。その結果として産業組合の發達は其の構成者たる中農層の經濟的安固を圖るに役立つも、組合に参加し得ざるもの、組合の外に置かれるもの、貧困化に一層の拍車を加ふることゝなるとさへ言はれてゐる。従つて従來から産業組合外に置かれてゐる貧農層を組合に加入せしめなければならぬ。この貧農層の糾合によつて産業組合の大衆化が始めて可能となる次第である。貧農を悉く産業組合に引入れる爲には、既述の法人加入の促進によつて、産業組合は農家小組合と結合しなければならぬ。

殊に貧農層に屬する零細小作農に至る程、收穫農産物から現物小作料と自家消費農産物とを控除すれば、販賣すべき農産物を持つことが愈々少ない。従つて彼等に於ては、家計収入の補充手段としての加工的副業収入や勞賃収入が愈々重要となる。されば産業組合が四種事業兼營の徹底を圖り、全組合員をして普遍的に此等四種事業を利用せしめるためにも、貧農層に對しては組合によつて農村工業化を圖つて、彼等に對し其の家計補充の手段を確保することが必要である。また彼等のためには、産業組合が利用組合組織によつて土地利用事業にまで進出し、之によつて小作條件と小作料の公正化に努めることが肝要となる。

更に産業組合は農村の社會事業にも進出し得る餘地が多い。即ち醫療利用組合、保健共濟施設、災害共濟施設、農繁期託兒所、共同炊事場、共同浴場、授産事業、巡迴文庫、農村娛樂施設等によつて、産業組合が農民生活の福利増進に努め得る餘地が極めて多い。

かくて四種事業の擴充、特に社會的施設の擴充によつて、産業組合は農民大衆に現實的なる利益を與へ、彼等の組合加入率を増加し、之によつて彼等の組合精神を愈々鞏固ならしめ得るであらう。産業組合の大衆化はかかる産業組合事業擴充の地盤の上に於て、始めて達せられるであらう。

五

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の第三の目標は、都、市、産、業、組、合、の、發、展、で、あり、第五は、各、種、團、體、と、の、連、絡、強、化、である。

我國に於て都市産業組合と呼ばれるものは、市街地信用組合と市街地購買組合（消費組合）との二者である。茲に最近に於ける兩者の發展を示すと左の如き狀況を呈してゐる。⁸⁾

| 年次 | 市街地信用組合 | | | 市街地購買組合 | | |
|------|---------|-----------------------|----------------------------|---------|------------------------|----------------------------|
| | 組合數 | 組合員數 | 貯金合計額 | 組合數 | 組合員數 | 購買品賣却高 |
| 昭和七年 | 二六七 | 二七二 <small>千人</small> | 一、〇、一、八〇 <small>千円</small> | 一〇〇 | 一、八九 <small>千人</small> | 一、八、四、三二 <small>千円</small> |
| 八年 | 二六二 | 二六四 | 一、〇、五、五七 | 一〇五 | 一九九 | 三、一、一、二 |
| 九年 | 二七一 | 三〇〇 | 一、九、三、三五 | 一三三 | 三三三 | 五、七、七二 |
| 十年 | 二七一 | 三三五 | 二、七、八、〇六 | 一〇八 | 三三三 | 三、〇、一、〇六 |
| 十一年 | 二六九 | — | — | — | — | — |

8) 農林省、産業組合要覽。産業組合中央會、産業組合年鑑及び市街地購買組合調査による。

斯くの如く我國に於ては都市産業組合の發展は寔に遅々たる有様である。第二次産業組合擴充計畫に於て、都市産業組合の發展擴充を圖る理由に關しては、「現時の社會經濟情勢の下に於ては中・小商工業者、庶民勤勞階級の經濟は益々窮迫し、生活の不安は一層増加せんとするの實情にあり、而して之に處するの途多々あるべしと雖も、之等中・小産者及一般庶民の自主的經濟組織を確立することを以て最急の要務なりと認む。依つて第二次計畫遂行に當りては一層市街地信用組合、消費組合等の都市産業組合の普及發達に努むると共に其の整備擴充を圖り、以て都市産業組合の全面的發展と強化を期するものとす」と述べられてゐる。

即ち此の主張によれば都市に於ける中・小商工業者や勤勞階級の生活不安を除去するため、都市産業組合の全面的發展を圖ると云ふにあるが、この主張を検討するためには、市街地信用組合と購買組合とは之を分つて考察することを要する。市街地信用組合が發展し、組合員たる中・小商工業者や勤勞階級に對し、産業上及び經濟上必要なる低利資金融通の便宜を與ふる場合には、それだけ直接に彼等の産業の發達を促進し、また彼等の家計の合理化を齎す上に役立つであらう。然るに市街地購買組合たる消費組合が全面的に發展する場合には、勤勞階級は生活必需品の安價配給によつて便宜を得るが、都市内部に於ける中・小商業者は之によつて排除されることとなるを免れないであらう。素より他面に於ては商工業者自身も消費者である關係上、消費組合への加入によつて便宜を得るものであるが、その營業自體が排除される虞ある場合には、消費組合の發達を歓迎するを得ないであらう。

素より産業組合發達の理想より謂へば、生産者より消費者への財貨の直接配給を實現すべきであり、従つて農産物の配給に關しても、農村産業組合は都市消費組合との聯絡提携によつて、この理想を實現すべく、この目的

よりするも都市消費組合白體の發達を促進すべきである。然るに我國産業組合發達の現状に於ては、農村販賣組合が提携聯絡すべき都市消費組合の未發達により、農村販賣組合は農産物配給上に於て蒐集過程の合理化機關として留まらざるを得ない。故に農産物配給の分散過程に就いては、農村販賣組合は都市中・小商業者の組織する商業組合と聯絡提携し得る餘地が充分にある。また實際には都市内部に於ける農産物の配給に關しては、商業組合をして之に當らしめる方が寧ろ能率的なる場合すらある。されば第二次産業組合擴充運動に際し、都市産業組合の全面的發展と強化とを圖る場合には、農村と都市との對立状態、農業利益と商業利益との對蹠的關係を餘りに尖鋭化することゝなる虞があるから、市街地購買組合に關しては寧ろ既存組合の内容の整備充實に努め、都市内部に於ては農村産業組合は中・小商工業者の組織する商業組合や工業組合と協調を保ち、その共存共榮を圖ることが穩當であらう。

第二次産業組合擴充計畫の第五の目標として、各種團體との連絡強化が掲げられてゐるが、この項目中には、産業組合の機能を害しない限り、都市内部に於て農村産業組合は中・小商工業者の商業組合や工業組合とも聯絡協調すべき用意を有することが含蓄されて居るものと解せられる。

更に各種團體との連絡強化に關しては、産業組合と農業諸團體、就中、農會との連絡強化に就いて觸れなければならぬ。産業組合と農會との連絡強化が問題となるのは、産業組合の販賣事業と農會の販賣斡旋事業とに關してである。今や各都市の中央卸賣市場に於ては、卸賣業者の收容問題に關し、單數制の原則が一般的に確立され、卸賣業者自身もまた其の利益を擁護するため單一收容を希望し、その合同、獨占的立場を強化しつつある有様で

あるから、農業者側もまた自衛の必要上、各種販賣機關の亂立、對立を避けて統制乃至合同に向つて進まなければならぬ。故に農産物販賣統制に關しては販賣機關の一元化を目標とし、本來農業經營の技術的指導機關たる農會には農産物の品質改良、生産の調整等の技術的指導に當らしめ、販賣は専ら經濟團體たる産業組合をして之に當らしめるよう、生産部面と販賣部面とに應じて、兩團體の活動分野を分ち、この地盤の上で兩團體の連絡強化を圖るよう努むべきである。

斯くの如く産業組合の擴充を圖るためには、組合員に對する産業組合教育の徹底によつて、組合精神の向上に努めることが肝要である。元來、我國の産業組合は之を歴史的に見るに、それは大衆の力によつて下から自然發生的に成立して發達したと云ふよりも、多分に「天降り」的なる性質を持つ關係上、種々なる課税免除や補助金等の國家的援助が與へられてゐるに拘らず、從來、經營能率に缺ける所のものが少くはなかつた。また我國に於ける産業組合は強い農村民の自覺から設立されるもの、外に、往々にして官廳の獎勵のみによつて設立されるものもあるから、此等の組合の中においては年月を経るに従つて、組合員の組合に對する關心が次第に薄らぎ、何時とはなしに睡眠組合化するに至るものもあらう。

思ふに産業組合法發布當時の我國の如く、産業發達上の後進國であり、しかも自發的・自律的發達に乏しい小農大衆を擁する處に於ては、先づ小農を促して一應一定の組合組織に加入せしめ、然る後に彼等に其の組合員たる訓練を施すことの已むを得ない場合も屢々あつたであらう。併しその結果として往々にして、組合員は組合事業に對する關心と熱情とを失ひ易い缺陷を伴ふことを免れない。されば組合教育の普及により、不斷に組合員たる

の訓練を行ひ、以て組合精神の涵養に努めることが肝要である。これ第二次産業組合擴充計畫の第四の目標として、産業組合教育の徹底が強調されてゐる所以である。

六

以上により第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の諸目標に就いて検討した。今や我國の半戰時體制は我が國民經濟に對し、愈々公益的國家經濟統制の實施を要求するであらう。而して此の國家經濟統制は所謂國家計畫經濟にあらざるが故に、一般私企業に對しては其の活動の自由を認めるものであるが、併し同時に私企業を持つ單なる利潤追求目標の外に、公正なる價格を以て軍需品並に國民生活用品を供給し、以て國防の充實と國民生活の安定に寄與すると云ふ私企業を持つ國民的機能を果たすことによつて、國家生活並に國民生活の安定に奉仕するよう、私企業に對し公益的國家統制が加へられるであらう。従つて今日の時局に處するためには、産業組合もまた其の行ふ組合統制をして、この公益的國家統制の目標に副はしめなければならぬ。

即ち産業組合は農會その他の各種團體との協力によつて、組合員の生産及び消費經濟に對して指導統制を加へ農業生産力の維持擴充に努め、以て農産物價格の騰貴を防止すべきである。また産業組合の行ふ信用事業に於ては、時局に處する組合員の經濟的活動を積極的ならしめるため、組合員に對する資金の供給を圓滑ならしめ、利用事業に於ては應召者によつて齎される農村勞力の不足を補ふため農業機具の設備を充實して生産力の維持に努むべく、販賣並に購買事業に於ては其の取扱品の公正なる價格の實現を圖り、以て一般市價の昂騰を抑制し、國民生活の安定、廣義國防の充實に積極的に參與すべきであらう。